業務委託仕様書

１　委 託 名

データ活用型技術指導に係る農業技師育成業務委託

２　目　　的

経営感覚に優れた農業者を育成するため、環境モニタリングデータ、収穫量、出荷量、販売価格、気象データ、作業者別労働時間等、農業生産に係るデータを活用した指導が実践できる農業技師を育成するとともに、技術力・指導力の強化により、本市農業者の生産性・収益性の向上を図る。

３　対象品目

令和３年度は、「イチゴ」を対象に指導力強化を図った。本年度は、引き続き「イチゴ」の指導力強化を図るとともに、「ニンジン」を対象に加え、データ活用品目の拡充を図る。

４　委託期間

契約日から令和５年３月３１日（金）まで

５　委託場所

千葉市若葉区野呂町７１４－３　千葉市農政センター及び協力農業者ほ場

６　業務内容

（１）農業技師の育成指導

ア　千葉市が選定した協力農業者における、本市のモデルケースとなるための目標及び分析項目の設定を行う。

イ　初年度学んだデータ活用技術を活かし、千葉市農政センター及び協力農業者で集積している環境モニタリングデータ等を活用した、栽培・経営の見える化・分析を行う。

ウ　イで見える化・分析を行ったデータを活用し、協力農業者の目標達成に向けた指導を行う農業技師への支援を行う。

エ　指導については、対面またはオンライン等により行う。

※農業技師とは、産地育成及び技術普及、担い手育成を担当する技術職をいう。

（２）データ活用指導環境の整備

ア　集積データ及び分析データを活用した効果的な指導に必要な機器、環境を整備する。

７　成 果 物

以下の成果物を期日までに納品する。

・事業報告書　３部
・事業報告書の電子データ（ＣＤ－Ｒ）　１枚
・提出期日　令和５年３月３１日（金）

８　守秘義務

（１）データの滅失、き損等を防止し、秘密を保持するため、必要かつ十分な措置を講じること。
（２）受託事業者（以下「受託者」という。）は、市から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに破棄または返却すること。
（３）受託者は、市から提供を受けた資料等について、市の許可なく複写または複製してはならない。また必要に応じて施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること。

９　契約に関する条件

（１）本業務で作成された成果品の著作権は、市に帰属する。
（２）成果品等について、受託者が第三者の有する知的財産を使用する場合には、その使用に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

１０ 業務の再委託について

（１）受託者は、受託した業務を一括として第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市と協議し、市に通知をした上で業務の一部を委託することができる。
（２）受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

１１ その他

（１）受託者は、本業務実施にあたり、随時市の担当職員と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
（２）受託者は、業務の進捗状況について、適宜市に報告を行うこと。
（３）受託者は、本仕様書の解釈に疑義のある事項及び仕様書に定めのない事項は、事前に市に報告し、市の指示に従わなければならない。
（４）受託者が本委託業務の遂行にあたり知り得た、市、参加企業等の情報及び個人情報の取り扱いについては、法令に基づき厳重に管理を行い、本委託業務終了後も、他への開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。また、それらの委託者、事業者等の情報

及び個人情報の漏えいにより生じた損害については、全て受託者の責任において処理すること。

（５）受託者が、本業務委託の遂行に関連し、第三者へ損害が発生した場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受託者の責任においてその損害を賠償すること。

（６）本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策、事故防止等、安全の確保に十分配慮すること。